

補足説明資料
日本学生支援機構

平成25年10月25日
文部科学省高等教育局

(独)日本学生支援機構の概要

学生支援関連政策における国の責任

- 日本国憲法及び教育基本法では、教育の機会均等の実現とそのために必要な教育上の支援及び経済的理由によって修学が困難な者に対する奨学の措置を国が行うことが謳われている。
- 「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）では、今後5年間に実施すべき教育上の方策として、
 - ・奨学金制度の充実を図ることにより、安心して教育を受けられる環境を整備する。
 - ・意欲と能力のある若者全員へ留学機会を付与し、2020年までに日本人留学生を6万人から12万人に倍増させるとともに、「留学生30万人計画」の実現を目指す。
 - ・学生等の就職・採用活動を支援するため、大学等における体制整備を促進することとされている。
- 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）では、
 - ・若者等が経済状況にかかわらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実する
 - ・意欲と能力のある若者全員へ留学機会を付与し、2020年までに日本人留学生を6万人から12万人に倍増させるとともに、「留学生30万人計画」の実現を目指すことが明記されている。

独立行政法人 日本学生支援機構

我が国唯一の学生支援ナショナルセンターとして、国の施策と密接に連携しつつ、奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業を総合的に実施。

奨学金貸与事業

教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助

【事業予算：1兆2,394億円】

留学生支援事業

留学生交流の推進を図るための事業
【事業予算：132億円】

学生生活支援事業

大学等が学生等に対して行なう修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導についての支援

【事業予算：0.8億円】

(参考) 一般会計からの支出額 1,331億円
(うち運営費交付金 139億円)

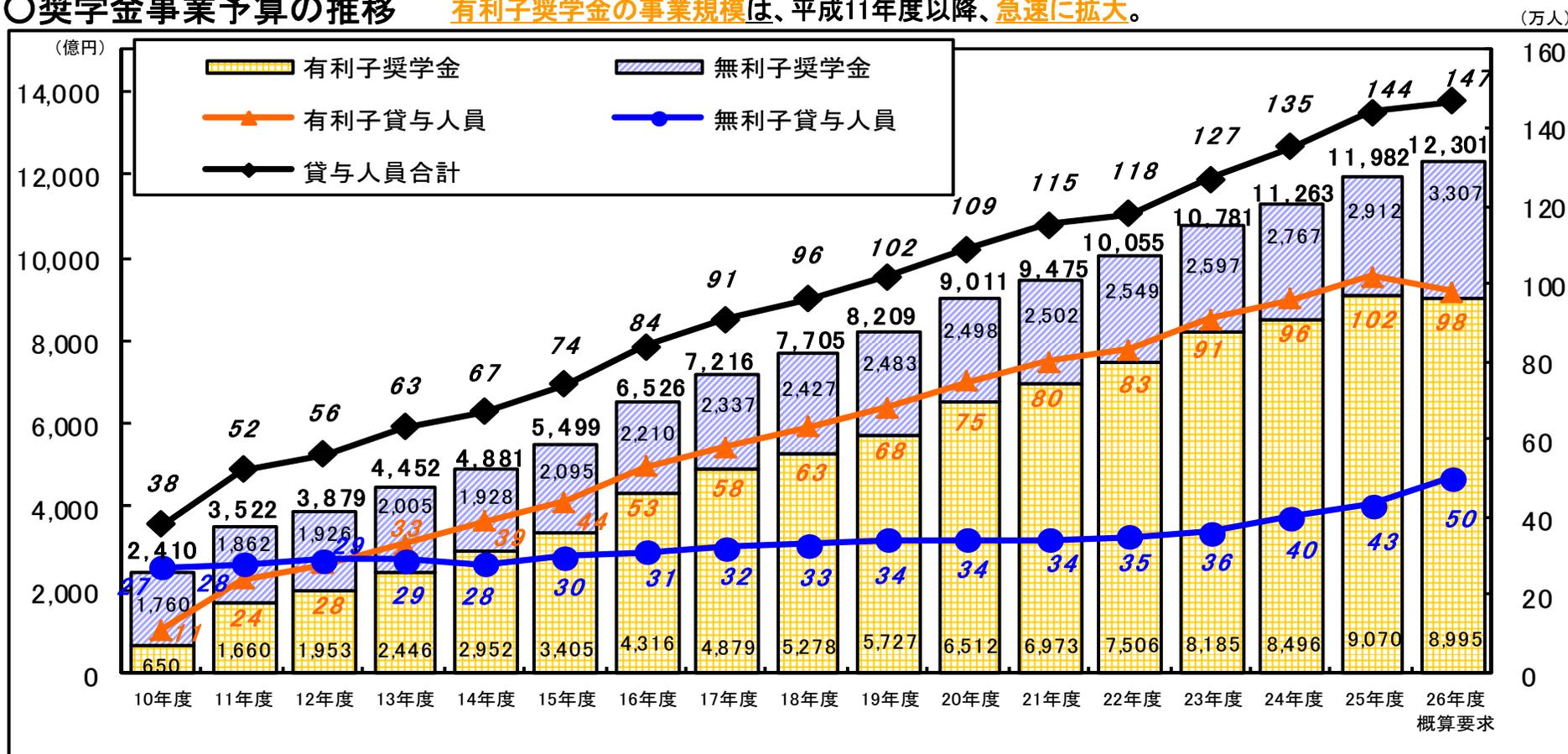
我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与

(独)日本学生支援機構における奨学金の貸与について

貸与規模の拡大

第一種、第二種奨学金の当初予算額が年々拡大している。特に第二種奨学金が飛躍的に伸びている。予算額の増加に伴い、貸与人員も増加の一途。直近の10年間では貸与人員が約1.7倍(平成15年度:866千人→平成25年度:1,443千人)に拡大し、大学生の約2.6人に1人、大学院生の約2.5人に1人の割合(平成24年度実績)で貸与している。

○奨学金事業予算の推移 有利子奨学金の事業規模は、平成11年度以降、急速に拡大。

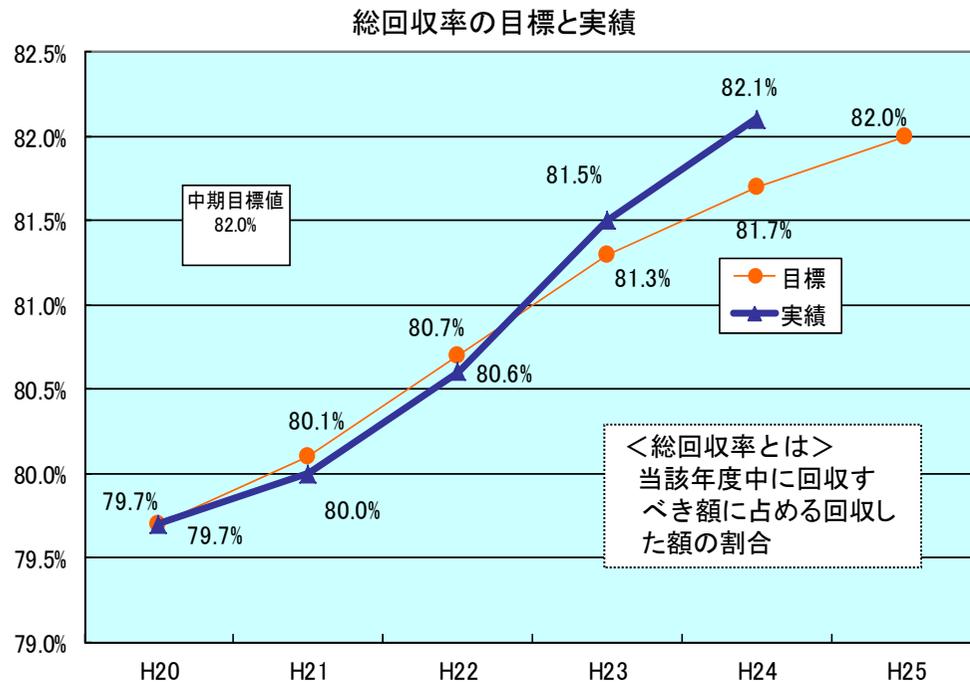


(独)日本学生支援機構における奨学金の回収に向けた取組

「奨学金の返還促進に関する有識者会議」の提言等を踏まえ、回収促進策を実施

- [平成16年4月～] ・ 金融機関実務経験者の採用による回収業務改善
 - [平成21年10月～] ・ コールセンターの設置(延滞債権増加抑制のための対策)
 - ・ 民間の債権回収会社への委託を3ヶ月以上9ヶ月未満の延滞者は全員実施
 - [平成22年4月～] ・ 延滞3ヶ月以上の者の個人信用情報機関への登録
 - [平成22年7月～] ・ 自らの債務状況を電子的に照会できるシステムの構築
 - [平成23年1月～] ・ 減額返還制度の導入
 - [平成23年6月～] ・ 学校への住所情報の照会
 - [平成24年4月～] ・ 「所得連動返還型の無利子奨学金制度」の導入
- 等

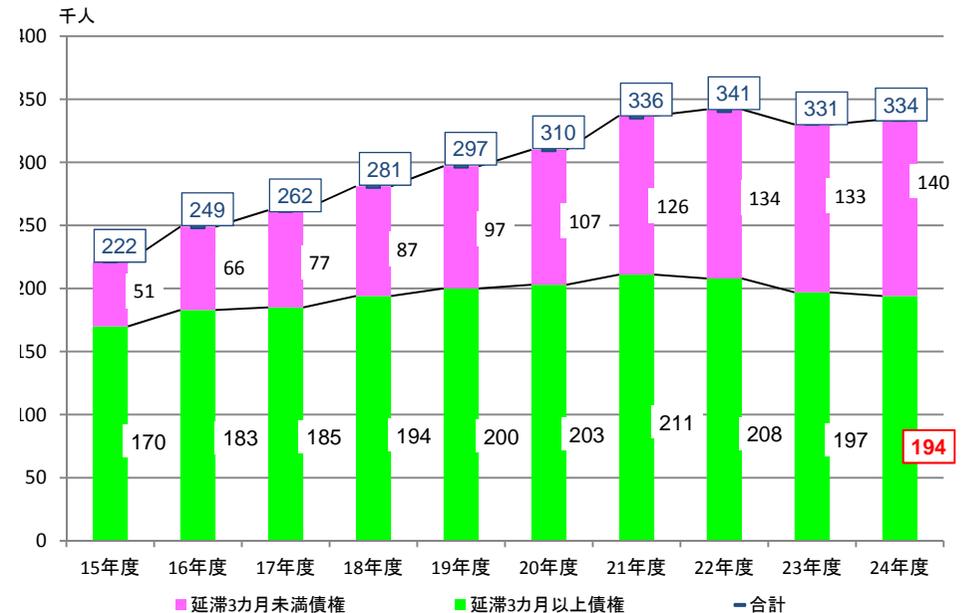
○総回収率の推移



＜参考＞ 新規返還者の回収率(平成24年度)
96.8%

(独)日本学生支援機構奨学金の延滞者の推移

- 平成24年度末の延滞期間が3カ月以上の者は19万4千人。事業規模が全体として増加しているため、延滞者数は同様に増加傾向。
- 近年の延滞者の増加分は延滞期間が3カ月未満の者の増加が主たる要因。延滞期間が3カ月以上の者については、機構が、返還者が長期の延滞に陥らないよう早い段階での回収促進策を講じているため、近年は減少傾向。



※四捨五入により計数が一致しない場合がある
※無利子奨学金・有利子奨学金の両方の貸与を受けている者はそれぞれカウントしている

(独)日本学生支援機構留学生支援事業に関連する閣議決定等(抜粋)

これからの大学教育等の在り方について(教育再生実行会議第三次提言)(平成25年5月28日)(抜粋)

1. グローバル化に対応した教育環境づくりを進める。

社会の多様な場面でグローバル化が進む中、大学は、教育内容と教育環境の国際化を徹底的に進め世界で活躍できるグローバル・リーダーを育成すること、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成することなど、大学の特色・方針や教育研究分野、学生等の多様性を踏まえた効果的な取組を進めることが必要です。また、優れた外国人留学生を積極的に受け入れることによって、大学の国際化を促し、教育・研究力を向上させ、日本の学術・文化を世界に広めることなども求められています。そのため、国は、交流の対象となる地域・分野を重点化したり、日本の文化を世界に発信する取組を併せて強化したりするなど、戦略性をもって支援していくことが重要です。

②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。

○ 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ拡大のため、国、大学等は、ワンストップで留学を可能とする海外拠点を整備し、入学手続きの共通化・簡略化を含め、渡日せずに入学許可や奨学金の支給決定をする仕組みを構築する。また、英語による授業、日本語教育、宿舎整備等の生活支援や優秀な外国人留学生の日本企業への就職支援を充実・強化する。国は、重点地域・分野の設定など国費留学生制度等を抜本的に見直し支援を強化する。企業は、優秀な外国人留学生の採用を積極的に行う。

第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)

未来への飛躍を実現する人材の養成

基本施策16 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

・ 日本人の海外留学者数の大幅な増加(2020年を目途に日本の海外留学生数を倍増(大学等:6万人から12万人, 高校:3万人から6万人))を目指し、高校、大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力ある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また、地域や高校、大学等における留学情報の収集・提供等の強化を実施するとともに、関係府省と連携し、就職・採用活動開始時期を変更し、留学しやすい環境を整備する。

さらに、様々な交流機会の提供(外国人留学生と日本人学生・若手社会人との知的交流の促進等)や、子どもたちに国際的な視野を持たせ、留学への機運を醸成する取組の充実等を図る。

・ 「留学生30万人計画」の実現を目指し、大学等の国際化に向けた体制整備、奨学金等の経済的支援、海外拠点を活用した留学フェア等の実施、外国人留学生に対する生活・就職支援等の充実による戦略的な外国人留学生の確保を推進するとともに、留学経験者の把握等ネットワークを強化するなど、優秀な外国人留学生の受入れを促進する。

日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)

- 一. 日本産業再興プラン
2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ倍増させる。優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること(「留学生30万人計画」の実現)を目指す。
また、産業構造の変化に対応した学び直し等の機会を拡大する。

○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与

- ・ 高校・大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また、支援策と併せて、姉妹校締結や海外の大学と単位互換の取組等、大学の教育環境整備を進めるなど、必要な措置をパッケージとして講ずるための具体策を本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。
- ・ 就職・採用活動開始時期変更【再掲】を行うほか、多様な体験活動の促進に資する秋季入学に向けた環境整備を行う。
- ・ 留学機会の確保と併せ、優秀な外国人留学生獲得のための海外の重点地域を選定し、大学等の海外拠点の強化や支援の充実による戦略的な外国人留学生の確保を推進するとともに、留学経験者の把握等ネットワークを強化するなど、優秀な外国人留学生の受入れを促進する。

グローバル人材育成コミュニティの形成に向けて

現状・課題

●海外拠点を持つ企業の7割以上※にとって、グローバル化を推進する国内人材の確保・育成は大きな課題

(※ 出典：経済産業省「グローバル人材育成に関するアンケート調査」(2010年3月))

●諸外国が海外留学生数を伸ばす中、日本人の海外留学生数は2004年以降減少傾向 2004年から2010年で24,885人減少(約▲30%)

目標

	日本人留学生倍増	
	2010	2020
大学生等	6万人	→ 12万人
高校生	3万人	→ 6万人

目指すべき姿

●質の高い海外経験とグローバルな人的ネットワークを有する多くの人材が、大学等を卒業後に様々な分野で活躍

●国連等の国際機関の中核で活躍する日本人の増加により、世界的な我が国のプレゼンス・影響力が向上

国(日本学生支援機構)、民間、大学が一丸となって我が国のグローバル人材を育成

- 国(日本学生支援機構)、連携企業、大学等が協働で選考・研修等を実施
- 留学だけでなく、インターンシップ等も連動する新たな取り組み
- SNSによる本事業参加学生等のコミュニティを創設し、国(日本学生支援機構)、連携企業、大学等がそれを活用

学生等の成長プロセス

留学目的の明確化

- ・選抜による意欲の喚起
- ・留学目的が明確になることにより、将来の具体的なキャリアプランを描く

質の高い留学

- ・明確な目的を持った優秀な学生が質の高い留学プログラムに参加し、大きな成果を得る
- ・支援メニューに応じ、留学後に活かせる多様な経験を積む

留学成果の定着等

- ・留学経験者が意見交換を行う交流会や、成果発表会等を通じ、留学の成果を真に身に付ける
- ・インターンシップや企業説明会等に参加し、企業理解を促進することにより、就職に向けた雇用のミスマッチを防止

選抜

成績優秀者だけでなく、高い意志と強い意欲がある学生等を選抜

- 成績要件の設定
- 明確な留学計画、指導教員等による推薦状、面接による選考

事前研修

行っただけに終わらない留学目的の明確化

- 留学希望学生等を対象に、例えばグローバル事業の現状や企業が直面している課題などをテーマに企業若手社員によるワークショップ等を実施。これによる留学目的の明確化と意欲向上をねらう

留学時の奨学金支給

国費と民間資金のマッチング等による、学生等への奨学金支給及びステイタスの付与

【国費による支援】

平成26年度概算要求額 153億円	
大学生等	10,200人 → 32,500人
高校生	300人 → 3,600人
・奨学金による支援	
・留学プログラムの評価 等	

- ・国費とのマッチングによる支援
- ・民間視点での支援メニューの実施

事後研修等

留学を真に血肉とするために欠かせないフォローアップを実施

- 個々人の内省を促す仕組みや、経験者同士で意見交換等の交流会を実施
- 留学修了者によるSNSコミュニティーを創設し留学目的の実現に向けた取組の継続など

- ・連携企業のみSNSの閲覧可能。優秀な人材の発掘などに活用

インターンシップ・企業説明会等

留学修了者を対象としたインターンシップ、企業説明会等の実施

- 連携企業が実施する長期インターンシップへの参加
- 連携企業に限定した企業説明会等の開催



- ・インターンシップ機会の提供 等

連携企業の役割等

企業ニーズに沿った優秀な学生等を選抜するため(希望に応じ)選考への参加

若手社員を講師として派遣。社内の若手社員研修として活用することで研鑽の場にも

民間資金を活用した支援メニューの提供

支援メニュー(案)

- グローバル企業で活躍したいトップ層の学生等を支援する奨学金
- 地域のグローバル化に貢献する企業で活躍したい学生等を支援する奨学金
- 18歳頃の早期の留学を支援する奨学金

若手社員を講師として派遣。社内の若手社員研修として活用することで研鑽の場にも

・優秀な学生等の発掘
・学生等の企業理解増進による雇用のミスマッチの防止

グローバル人材となって実社会へ!

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

(「留学生30万人計画」における文部科学省及び(独)日本学生支援機構の取組)

- 重点地域等を設定し、国費外国人留学生制度における「地域戦略枠」の創設等、日本の成長につながる優秀な外国人留学生の受入れを増加させる。
- 各大学において現地で入学許可を出す仕組みづくりを促進し、「攻め」の留学生施策を実施する。
- 大学の徹底した国際化や奨学金等の受入れ施策の充実を図り、外国人留学生の受入れを拡充する。
- 関係省庁や経済団体とも連携し、卒業後の就職支援等についてのグッドプラクティスを増やすことで外国人留学生受入れの呼び水効果を強化する。

留学生30万人計画の骨子

1. 日本留学への誘い

～日本留学への動機付けとワンストップサービスの展開～

2. 入試・入学・入国の入り口の改善

～日本留学の円滑化～

3. 大学等のグローバル化の推進

～魅力ある大学づくり～

4. 受入れ環境づくり

～安心して勉強に専念できる環境への取組～

5. 卒業・修了後の社会の受入れの推進

～日本の社会のグローバル化～

文部科学省及び(独)日本学生支援機構における取組

● 留学コーディネーター配置事業【新規】

日本留学の司令塔となる留学コーディネーターを重点地域等に配置し、在外公館や我が国の政府関係機関の海外事務所、大学等と連携して、現地での情報収集・発信の強化、人的ネットワーク構築を行い、外国人留学生の受入れ促進を図る。

● 日本留学情報発信機能の充実

- ・ 日本留学フェア等の実施

● 現地における入学許可の推進等

- ・ 日本留学試験の実施等

● スーパーグローバル大学(仮称)構想【新規】

- 大学の世界展開力強化事業

● 外国人留学生奨学金制度

- ・ 国費外国人留学生制度 11,006人→11,260人(254人増)
→ 「地域戦略枠」の創設

- ・ 文部科学省外国人留学生学習奨励費 10,100人→10,100人(前年同)
→ 予約権付奨学金の拡充

- ・ 留学生交流支援事業(短期受入れ(1年以内)) 5,000人→10,000人(5,000人増)
→ 欧米をはじめ多様な国からの受入れを加速

● 留学生交流拠点整備事業

大学等が自治体やNPO等と連携した留学生の地域交流や生活・就職支援等の行う拠点整備の支援。
(10拠点→20拠点)

● 外国人留学生への日本語教育の充実

日本語教育センター等準備教育機関による外国人留学生への日本語教育の支援を充実

● フォローアップ等の実施

国費外国人留学生等のフォローアップを実施、ネットワークの強化

● 就職支援の充実

外国人留学生就職指導ガイダンスの開催、就活ガイド作成等

(独)日本学生支援機構における学生生活支援事業の概要

- 近年、学生の求める支援ニーズが増加・多様化するとともに、社会が大学等に求める役割も拡大
- このような状況に対応した学生支援に必要となる知識・スキルを修得させることを目的とする教職員への研修を精選・重点化することにより、学生支援体制の強化・充実を図ることが必要
- 障害のある学生の支援など、固有のニーズのある学生の支援に重点化・集中化し、全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことが必要

学生生活支援研修事業

■ 研修事業の精選・重点化と有料化の検討

- 各大学等における学生生活支援業務の円滑な遂行のためには、教職員の資質能力や専門性の向上が不可欠であり、支援体制の充実、底上げを図るための研修の実施が有効。
- 機構が行う研修事業は、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に精選・重点化して実施するとともに、有料化についても検討。
 - ・平成22年度において4領域11事業であった研修事業について、平成24年度には3領域5事業に精選・重点化。
 - ・平成24年度から就職・キャリア支援研修会〔専門コース〕を有料化(受講料5千円)

情報収集・提供事業

■ 全国就職指導ガイダンス

- ・学校側、企業側の双方が一堂に会して、情報交換をおこなうことにより、就職機会の均等の確保及び多様な学生に対応した就職指導の充実に資することを目的として実施。

■ 喫緊の課題に対応したセミナー

- ・各大学等における学生生活にかかるリスクの把握と対応に関して、講演及び事例紹介を行なうとともに、参加者間での意見交換を行ない、各大学等の取組の促進を図ることを目的として実施。
- ・平成25年度：学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー～中途退学、休学、不登校の学生に対する取組～

障害学生支援事業

■ 障害学生修学支援ネットワーク(平成18年度より)

- ・機構が事務局となり、「拠点校」及び「協力機関」によるネットワークを構築し、大学等への相談対応・理解啓発、研究促進事業を展開し、障害のある学生の修学環境を整備。

「拠点校」(9大学)

- ・札幌学院大学
- ・宮城教育大学
- ・筑波大学
- ・富山大学
- ・日本福祉大学
- ・同志社大学
- ・関西学院大学
- ・広島大学
- ・福岡教育大学

「協力機関」(3機関)

- ・筑波技術大学
- ・国立特別支援教育総合研究所
- ・国立障害者リハビリテーションセンター

■ 事業の充実強化(平成25年度より)

- ・我が国の障害者支援の方向に沿った高等教育機関における障害学生の支援について、文部科学省等関係機関と協力・連携しつつ、全国規模のシンポジウム及び各ブロックでのセミナーを開催。

各種調査

■ 「学生生活調査」

- ・全国の学生を対象として、学生生活状況を把握することにより、学生生活の実情を明らかにし、学生生活支援事業の充実のための基礎資料を得る。

■ 「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査」

- ・大学等における学生支援の取組状況について調査し、学生支援に関するニーズを把握する。

■ 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」

- ・障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で、全国の大学・短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握し、障害学生の修学支援の充実に資する。